

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証・減額認定証・限度証の一斉更新について～

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が令和3年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日から新しい保険証をご使用ください。

※新しい保険証は黄緑色です。

※新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。

※紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場窓口までお申し出ください。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の黄緑色の減額認定証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場窓口へ申請してください。

※新しい減額認定証は橙色です。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在ご使用の黄緑色の減額認定証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口へ申請してください。

※新しい限度証は橙色です。

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※有効期限が令和3年7月31日と記載されている保険証等は、8月1日以降にハサミ等で裁断し破棄してください。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
健康福祉課国保・介護グループ ☎ ㊟ 7072